

(もとあいかい)
一般国道47号
本合海横断歩道橋の修繕工事に伴う
片交規制及び高さ規制(4.1m)のお知らせ

一般国道47号「本合海横断歩道橋」の修繕工事に伴い、下記のとおり交通規制を行います。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

1. 場所 一般国道47号 133.44kp (山形県新庄市大字本合海地内)
本合海横断歩道橋

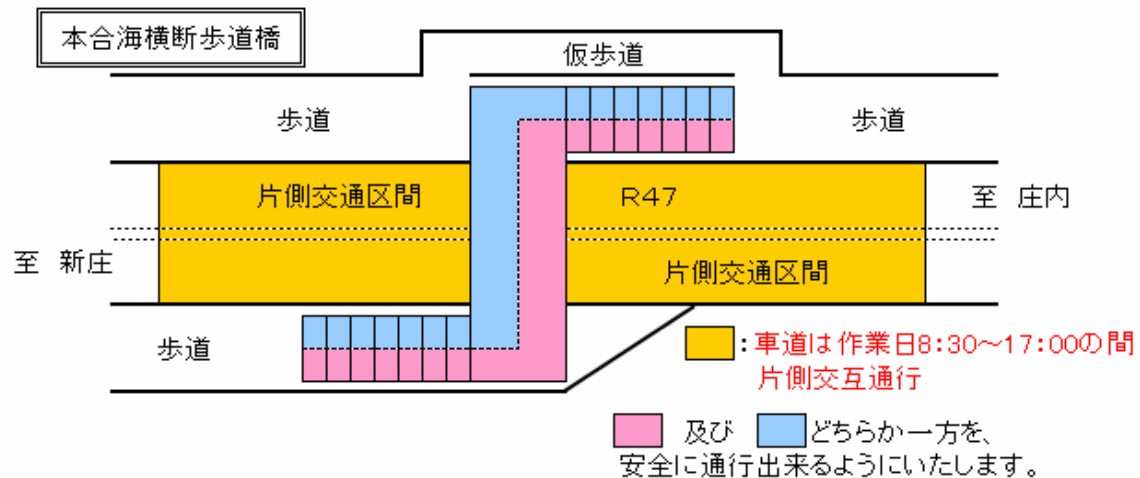


2. 日時 平成20年6月16日(月) ~ 7月31日(木) (土日は除きます)
 作業時間 8:30 ~ 17:00

3. 規制 国道47号 …… 片交 及び 高さ4.1m超の車両通行不可
 本合海横断歩道橋 …… 道幅は半分になりますが通行可

工事にあたってのお願い

下図の通り歩道橋の工事中は通行出来る道幅を半分にさせていただきます。現地横断歩道橋に、作業時間帯は誘導員を置き安全なご通行が出来るように致します。皆様には、ご不便をおかけしますが、ご協力を宜しくお願い致します。



4. 目的 歩道橋が老朽化しており、歩道橋を利用される歩行者の安全のため修繕を行います

＜お問い合わせ先＞
 国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所 機械係長 佐々木 浩二
 〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2
 Tel 0233-22-1581 Fax 0233-22-8396